

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2 TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086

http://kurassist.jp E-mail:info@kurassist.jp

#### [contents]

#### 2

厚生労働省年金部会 「今後の検討の進め方」を公表

厚生労働省は平成26年11月5日、前日開催の年金部会の資料「今後の検討の進め方」を公表し、年金制度の今後の検討課題等を示した。

#### 3

「扶養親族等申告書」 日本年金機構より送付

日本年金機構は、平成26年10月22日より公 的年金等の受給者に向けて、平成27年分の 「扶養親族等申告書」の送付を開始した。

#### 4

「社会保険料控除証明書」 平成26年11月発行分を発送

日本年金機構は平成26年10月31日に、平成 26年11月発行分の「社会保険料(国民年金 保険控除証明書)を発送した。

#### 5 ~ 6 ねんきん最前線・ 市区町村 VOICE

#### 岐阜県関市

定期的に時間外・休日にも国年業務を含む市民窓口を開設し、市民にとって足を運びやすい、明るい窓口対応を心がけている岐阜県郡山市市民環境部国保佐全理を助け」た。

#### **Topics**

# 総務省の「確認申立て」平成27年2月で受付終了

総務省で受付けている年金記録確認委員会への「年金記録に係る確認申立て」は、平成27年2月で受付を終了する。これに代わり、平成27年3月からは厚生労働省にて記録の訂正を求める手続きが開始される。

平成27年2月末までに確認申立てを行う際には、3月からの新手続きのための「事前申込書」も提出すると、平成27年4月以降も調査審議が必要な場合でも書類の再提出が不要となり、厚生労働省の新しい訂正手続に切り替えることができる。

平成27年3月からの請求も、これまでと同様に年金事務所にて受付を行う。請求に対しては、民間の専門家(弁護士、社会保険労務士、税理士など)が中立的な立場で審議を行い、公平・公正な判断を行う。

# 日・ルクセンブルク社会保障 協定に署名

平成26年10月10日、東京都内において「社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定」(日・ルクセンブルク社会保障協定)の署名が、城内実外務副大臣とエティエンヌ・シュナイダー・ルクセンブ

# 年金記録の新たな訂正手続の流れ 年金記録の訂正を求める方 (被保険者・受給者) (憲法に不服がある場合)

・厚生労働大臣に対して、行政 不服審査法に基づく審査請求 を行うことができます 訂正または不訂正 ・地方厚生(支)局の決定の 取消を求めて、裁判所に訴訟 お近くの年金事務所 を提起することもできます。 (請求書の受付・記録の確認調査) 決定通知 を送付 <厚生労働省> 地方審議会 ⑤ 諮問 お住まいの地域の地方厚生(支)局 民間の専門家による会議 (弁護士、社会保険労務士、税理士など) 6 答申 ※平成27年4月から新たな訂正手続 調査 回答 照会

事業主・従業員などの関係者 市町村・税務署 ・金融機関 など

#### 【請求例】

- ○以前に勤めていた会社の厚生年 金保険について、記録を見ると 退職日より前に被保険者資格が 喪失されている。訂正してほし い。
- ○3年前の12月に支払われた賞 与について記録がもれている。 訂正してほしい。
- ○納付したはずの国民年金保険料 (●年●月●日~▲年▲月▲日) が、記録をみると「未納」になっている。訂正してほしい。

年金質	<b>録訂正請</b>	求書	兼 年	金紀録(	こ係る	確認	周杏由:	立書	
				申込					
厚生労働	大臣 第								
国(厚生労働省 らいたいので、平	)が管理する	私の年金	記録のう	ち、下記の	の請求罪	開催につけ	ハては記録	<b>東を訂正し</b>	して
について、事前に また、別添「年	申し込みます								
る訂正処理に関し						РΨ С	XIJ DAI	干並候構に	- 60
			1	S					
■ 訂正を求める 別添「年金	請求期間、当 記録に係る確						在地等		
						平成	年	Я	-
請 求 者 の 基礎年金番号		1	1					- 1	
請求者任名									
							_		
請求者生年月日	明治 大正 昭和	平成	年	月日	性	91	男	女	_
請求者住所	Ι΄								
連 絡 先		(	)				携帯 職	場	
(電話番号)		_				その他	(		_
	<	同	意	*	13	١ >			
1 総務大臣が、 ない旨の意見	私の申立には	おじて、	年金記録	の訂正に関	関するお	つせん	(年金記録	の訂正に	183
2 総務大臣が	私が提供し	と資料又	は日本年	金機構若り	しくは親				
が収集した私 3 すべての請:						T F A I	266 MET T	F##AT	- 2 -
できる場合は、	この訂正請け	次(事前	申込を含	む。)を取	り下げ	ること。			
4 一部の請求 きる場合は、							後の訂正を	行うこと	: Mr
(4.00									
(受付權)									

# 圣全本教

ルク副首相兼経済大臣との間で 行われた。

この協定は、ルクセンブルクに駐在する日本人の社会保険料の問題を解決すること及び保険期間を通算できるようにすることを目的としている。現在、日本の企業等からルクセンブルクに一時的に派遣される会社員等は、原則として日本とルクセンブルク両国の年金制度と医療保険制度等に加入することとなっており、社会保険料の二重払いの問題が生じている。

この協定が効力を発揮すれば、原則として派遣元国の年金制度と医療保険制度等にのみ加入することとなる。ただし、派遣期間が5年以内の会社員等を対象とし、5年を超える場合は原則として派遣先国の制度に加入することとなる。

この協定の締結は国会の承認 を求めることとなるが、締結さ れれば駐在社員等の負担が軽減 されるため、日・ルクセンブル ク両国の経済及び人的交流の促 進が期待される。

## 厚生労働省年金部会 「今後の検討の進め方」を公表

平成26年11月5日、厚生労働 省は第27回社会保障審議会年金 部会(11月4日開催)の資料「今 後の検討の進め方」を公表した。 年金制度について、今後の検討 の進め方がまとめられている。

#### これまでの経緯

### ●社会保障・税一体改革関連法の成立 による平成16年改正財政フレーム の完成

平成16年の制度改正で、今後、さらに急速に進行する少子 高齢化を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できる ものとするための年金財政のフレームワークが導入され、平成 24年の社会保障・税一体改革関 連法の成立により、平成16年改 正財政フレームは一定の完成を みている。

具体的には、①上限を固定した上での保険料の引上げ、②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ、③積立金の活用、④財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入などがそれにあたる。

#### ●社会保障制度改革国民会議報告書

平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議報告書では、年金制度の検討課題として、①マクロ経済スライドの見直し、②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、③高齢期の就労と年金受給の在り方、④高所得者の年金給付の見直しを取り上げている。

そして、①のマクロ経済スラ イドの見直しに関しては、デフ レ経済からの脱却を果たした後 においても、実際の物価や賃金 の変動度合いによっては、マク 口経済スライドによる調整が十 分に機能しないことが短期的に 生じ得ること、また他方で、早 期に年金水準の調整を進めたほ うが、将来の受給者の給付水準 は相対的に高く維持できる、仮 に将来再びデフレの状況が生じ たとしても、年金水準の調整を 計画的に進める観点から、マク 口経済スライドの在り方につい て検討を行うことが必要とされ ている。

また、②の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大については、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要であるとしている。

そして、③の高齢期の就労と 年金受給の在り方については、 現在、厚生年金の支給開始年齢 の引上げ途上であり、直ちに見 直しを行う環境にはないとしながらも、雇用との接続や他の社会保障制度との整合性など幅広い観点からの検討が必要となることから検討作業については速やかに開始しておく必要があるとされている。

最後に、④の高所得者の年金 給付の見直しについては、年金 制度だけではなく、税制での対 応、各種社会保障制度における 保険料負担、自己負担や標準報 酬上限の在り方など、様々な方 法を検討すべきとされている。

これら4つの課題については、いわゆる社会保障制度改革プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、平成25年12月13日法律第112号)でも公的年金制度の検討課題として取り上げられ、必要な措置を講じるものとされている。

# ●年金関連4法成立以降の公的年金制度の検討課題

【一体改革関連法の検討過程で 俎上に上った検討課題】

※以下の課題については社会保障制度改革プログラム法に規定。

- ○マクロ経済スライドの在り方
- ○短時間労働者に対する社会保 険の適用拡大
- ○高齢期の就労と年金受給の在 り方
- ○高所得者の年金受給の在り方 及び年金課税の在り方の見直 し
- ・第3号被保険者制度の見直し
- 在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し

【機能強化法附則に規定された 検討課題】

- ○第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
- ○短時間労働者に対する社会保 険の適用拡大(再掲)
- ○高所得者の年金額の調整(再掲)

### 【機能強化法の施行過程で課題 となった検討課題】

○遺族年金制度の在り方 (第3号被保険者制度の在り方 とあわせて検討)

### 今後の検討課題

#### 1.公的年金に関する検討課題

①平成26年財政検証結果を踏ま えた公的年金制度の検討課題 【年金を支える経済社会の発展への寄与 (特に労働参加の促進)の観点から取り 組むべき課題】

- ○短時間労働者への社会保険の 適用拡大
- →労働参加の促進に向けて、多様な働き方が実現できる環境整備。
- ○第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し
- →女性の活躍促進、働き方改革 を進める中で、共働き世帯が 一般的であることを前提とし た制度設計。
- ○第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
- →出産により就労できない産前 産後期間への配慮。
- ○高齢期の就労と年金受給の在 り方、在職老齢年金の見直し
- →高齢期の就労の促進に向けて、就労インセンティブを高める観点からの制度設計。

# 【持続可能性の強化とセーフティネット機能の強化の観点から取り組むべき課題】

- ○マクロ経済スライドの在り方
- →賃金・物価の伸びが低いケースにおいて、持続可能性を高め、将来の受給者の年金水準を確保。
- ○短時間労働者への社会保険の 適用拡大
- →短時間労働者に被用者として ふさわしい保障を確保。また、自営業者は国民年金、被 用者は厚生年金で保障することを基本とすることで、財政 が安定(特に基礎年金水準の 確保)。

- ○高齢期の就労と年金受給の在 い方
- ➡就労期間と社会保険料拠出期間の延長、個々人の就労と年金受給の選択の幅の拡大を通じて、年金給付水準を確保。
- ② GPIF のガバナンス体制についての検討課題

平成26年6月24日閣議決定で、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要を指摘

# 2.企業年金制度等に関する検討課題

#### I 企業年金等の普及・拡大

- ①一般企業向けの取組→DB・ DC制度間のイコールフッティングの確保等
- ②中小企業向けの取組→中小企 業の負担を軽減した新たな仕 組み等

#### Ⅱ ニーズの多様化への対応

- ①柔軟で弾力的な制度設計
- → DB・DC 両制度の特徴を併有 する制度設計等
- ②ライフコースの多様化への対応→ポータビリティの拡充、個人型DCの適用範囲等

#### Ⅲ ガバナンスの確保

#### Ⅳ その他

- ①現行制度の改善→個々人のニーズ等を踏まえた適切なDC の運用資産選択に資する措置 等
- ②公的年金制度や税制等との関 係

# 3.年金制度をめぐる検討の視点(総括)

①平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討

#### 【視点】

- ○年金を支える経済社会の発展 への寄与(特に労働参加の促 進)の観点
- ○持続可能性の強化とセーフティネット機能の強化の観点
- ➡財政検証結果、オプション試

算結果を踏まえて、上記の観点から、各検討課題について、改革内容を検討(年金部会において議論)

② GPIF のガバナンス体制についての検討

#### 【視点】

- ○資金運用の観点からの提言を 踏まえ、年金制度等の観点か ら検討の必要性
- ▶上記の観点から、今後の法改正の必要性も含め、ガバナンス体制の強化について検討(年金部会において議論)

### ③企業年金制度等に関する検討 【視点】

- ○公的年金制度における中長期 的な給付水準調整
- ○働き方の多様化が進む中で、 個々人のライフスタイルに合 わせた老後の生活設計を支え る仕組みの必要性
- ○企業年金2法成立時からの状況変化、厚生年金基金制度の 見直1/等
- →これらを踏まえた全体的な見 直しを検討
- (企業年金部会において議論)

### 「扶養親族等申告書」 日本年金機構より送付

日本年金機構は、平成26年10 月22日より公的年金等の受給者 に向けて平成27年分の「扶養親 族等申告書」(はがき形式) の送 付を開始した。申告書は昨年も 提出した継続提出者と新規提出 者では形式が異なる。

「扶養親族等申告書」は所得税と復興特別所得税の計算を行っためのものだが、提出が必要なのは、老齢年金の課税対象者となる年金額が108万円以上の65歳未満の人、158万円以上の65歳以上の人である。提出がない場合は各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率が異

# 圣全本教

なってくる。

なお、障害年金と遺族年金は 非課税である。

### 「社会保険料控除証明書」 平成26年11月発行分を発送

日本年金機構は、平成26年10 月31日に、平成26年11月発行分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発送した。10 月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付した人については、平成27年2月発行分として平成27年1月30日に控除証明書を発送する。

この控除証明書は、全額が社会保険料控除の対象となる国民年金保険料について年末調整や確定申告で手続きを行うために使用される。

なお、2年前納により納付した国民年金保険料を所得より控除する場合は、次のいずれかの方法を選択する。

- ①全額を納めた年に控除
- ②各年分の保険料に相当する額 を各年に控除

## 「算定基礎届」「月額変更届」 平成27年1月からA4サイズに

日本年金機構は平成26年11月 4日、「算定基礎届」と「月額変 更届」のサイズの変更予定につ いて通知した。

「算定基礎届」と「月額変更届」は「省令120号」に基づき平成27年1月から、用紙サイズがB5判からA4判に変更される予定となっている。変更後も当面は、従来のB5判の届書も使用できる。

### 11月は「ねんきん月間」 11月30日は「年金の日」

日本年金機構と厚生労働省の協力により、11月は「ねんきん月間」と名付けられ、公的年金制度の普及・啓発活動が展開される。

「ねんきん月間」は、国民に公的年金制度を身近なものとして 理解を深めてもらうことを目的 としている。期間中には、全国 各地の様々な場所(市区町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業 施設など)で年金事務所の職員 などによる出張年金相談を行う。

また、「年金の日」は「ねんきんネット」等を活用して自分の年金記録や公的年金の受給見込額を確認してもらい、老後の生

活設計に役立ててもらうことを 目的としている。なお、厚生労 働省では本年よりこの日に合わ せて、11月30日に「年金の日フ ォーラム」を開催する。



### 年金積立金管理運用独立 行政法人の中期目標・計画 の変更を認可

厚生労働省は平成26年10月31日、厚生労働省独立行政法人評価委員会年金部会の意見を聴取したうえで、年金積立金管理運用独立法人の中期目標(平成22年4月~27年3月)とこれに基づく中期計画の変更について認可した。

中期目標と計画は主に次の事項において定められている。

- 1.年金積立金の管理及び運用 に関する主要な事項
  - ○年金積立金の管理及び運用 の基本的な方針
  - ○運用の目標、リスク管理及 び運用手法
  - ○透明性の向上 など

- 2.業務の質の向上に関する事項
  - ○管理及び運用の透明性の向上
  - ○内部統制の一層の強化に向 けた体制整備
  - ○管理及び運用能力の向上 など
- 3.業務運営の効率化に関する事項
  - ○効率的な業務運営体制の確立
  - ○業務運営の効率化に伴う経 費削減
  - ○契約の適正化
- 4.財務内容の改善に関する事項
- 5. その他業務運営に関する重 要事項
  - ○主たる事務所の移転に伴う 関係機関との連携確保
  - ○宿舎の売却手続き

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

### 岐阜県関市 市民環境部 国保年金課

# お客様に「来てよかった」と思われる 明るい窓口対応をめざす

関市は人口 9 万 1,547 人(平成 26 年 11 月 1 日現在)。平成 17 年の合併で V 字型の市域となり、平成 22 年国勢調査で日本の人口重心があるまちと発表された。豊かな自然に恵まれ、長良川で行われる小瀬鵜飼が有名なほか、鎌倉時



代から続く古式日本刀鍛錬技法を伝える刀匠がいる「刃物のまち」でもあり、また、素朴だが味わい深い仏像を彫り続けた円空が入定した地としても知られる。関市では市民の利便性を考え、定期的に時間外・休日にも国年業務を含む市民窓口を開設。市民にとって足を運びやすい、明るい窓口対応を心がけている。

# 時間外・休日窓口も定期的に開設

関市を訪れてまず心奪われる のは、小瀬鵜飼が行われる長良 川の美しい景観。川の水は澄 み、夏は鮎が釣れたりと、自然 を満喫でき、子育ての環境に恵 まれている。

その一方、高齢化率は24.1% (平成25年現在)と、年々人口が減少しているが、市民のため、次世代のためにと"住み続けたい・住みやすい関市"を市一体となってつくり上げようとしている。市役所の窓口も、市民の利便性を考えた上での対応が行われている。

「平日や昼間は仕事などでなかなか市役所に来られない人のために、毎月第1日曜日の朝9時~正午に本庁舎で休日窓口を開設しているほか、月に2回は18時~20時半までの時間外窓口も開設して、国民年金に関する相談や、国保の保険税の支払いなど、市民生活に関する業務を行っています」と国保年金課・課長補佐の丹羽優香理さんは説明する。

取材したこの日も、ちょうど 時間外窓口が開かれる日。18時 のオープンとともに、さっそく 相談に訪れた人の姿が見えた。

国保年金課で国民年金を担当する職員は3人。来客数は、時

間外窓口ではそれほどないが、 日中は順番待ちのベンチにずら りと人が並ぶこともある。なる べく待ち時間ゼロを目指しては いるが、休日の前後や4月の転 出入の多い時期は窓口が常に混 雑するため、職員がフル稼働で 対応にあたっている。そうした 際も、お客様には「待たされてい る」という気持ちを持たせない よう、順番待ちとなったお客様 1人ひとりを回って、あらかじ め用件を聞くようにしている。

「窓口に相談に来る方は、悩んで考えた末に思い切って来てくださっていると思うので、『ここに来てよかった』と思ってもらえるような応対をしたいです。そのためにも、市民にとって敷居の高くない窓口、足を運びやすい窓口にするために、いつも明るく笑顔で対応することを心掛けています」(丹羽課長補佐)。

多い相談の一つは未支給年金に関することだ。遺族にとっては手続きのために市役所へ来ても「あれもしなくちゃ、これもしなくちゃ」と必要な届出をすべて頭に入れておくのは大変なこと。精神的に大変な時期であるため、「1つずつやりましょう」と声をかけ順番に必要な手続きを案内するようにしている。幸い、関市役所の場合は市民課なども国保年金課と同じフ

ロアのすぐ近くにあるので、引き継いで案内もしやすい。

気になることは、最近相次ぐ制度改正について。保険料を納めやすく・年金をもらいやすくするための制度改正ではあるものの、お年寄りにとってはかえって複雑でわかりにくくなっている面もある。また、受給資格期間の短縮が予定されていることに対し、「これまでずっと真面目に保険料を払っていた自分は損だ」と制度に対する不満を窓口で訴えていく人もいる。

「そういうときは、こちらは お話の聞き手になって、お客様 に言いたいことを言ってもらう ようにしていますが、今後さら に制度への不信感が積もりに積 もっていったらどうなるのかと も不安に思います」(丹羽課長 補佐)。

### 障害年金の相談にも 慎重に耳を傾けていく

また、全国的な傾向でもあるが、精神的な理由で障害年金の受給の相談に来る人が、特に若い人の間で増えている。心の悩みを抱えた相談でもあるので、窓口では慎重に話を聞いていく必要がある。

「働きたくても働けない、でも生活していかなければならない、という切羽詰まった状況で相談に来るお客様も多くいらっ

# 圣全本教

しゃいます。そうした方には福 祉政策サイドからのアプローチ をするとともに、生きていくた めの生活資金の確保が必要なた め、年金サイドの相談には常に 応えられるようにしたいと思っ ています」(丹羽課長補佐)。

このほか、これまでは親がずっと面倒を見てきたので子どもに障害年金を受給させてこなかったが、いよいよ親が高齢になりこの先が心配になったからと相談に来るケースも増えている。こうした場合、なかには寮育手帳もない人もおり、受診履歴などを確認するうえで困難となるのが問題だ。

# 年金事務所と連携お客さまに配慮した対応を

関市を管轄する年金事務所は、美濃加茂市にある美濃加茂年金事務所。車で行けば関市役所から30分くらいの距離ではあるが、車を運転できない人や体の不自由なお年寄りにとっては行きづらく、市役所のほうが近い。年金事務所に行くことが必要だが行くのがどうしても困難な人については、市が年金事務所に連絡を取り、郵便で必要書類を送るかたちでもよいか、書類はこれで不備はないかどうかを確認して、郵送での手続きが



できるようにしている。

また、市役所窓口に相談に来たお客様が何度も足を運ばずに済むよう、不明な点があった場合は、その場で年金事務所に必ず問い合わせをしている。それでも解決しなければ、岐阜県の事務センターにも直接問い合わせをしている。

一方で問題は、年金事務所に 相談に行ったお客様が「市役所 でも受付できますよ」と言われ て市に回される場合が少なから ずあること。全国的に問題にも なっていることであり、せっか く事務所まで足を運んだお客様 に不愉快な思いをさせないよう 改善が求められる。

そうした問題が起きたときに

も、関市では年金事務所に必ず 電話をして確認するようにして いる。

「やはり、コミュニケーションは大事です。きちんと連携がとれていれば何か問題にぶつかったときにも良い方向に解決していきやすいんじゃないかと感じています。そのようにして、国民年金の適切な手続きと啓発を遂行しています。」(丹羽課長補佐)。

このように年金事務所との協力連携も図りながら、これからもお客様にとって優しく敷居の低い、「来てよかった」と思ってもらえる窓口対応を関市は目指していくという。



左から澤村久美子主任主査、三尾幸治課長、師入浩美係長、丹羽優香理課長補佐



毎月第1日曜日に開設される休日窓口を案内するポスター